

市民・事業者の皆様へ

ごみ処理有料化制度についての意見交換会を開催します（ご案内）

日頃より、本市の環境行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
本市では、循環型社会の実現を目指して、ごみの減量・資源化を推進すると共に、安定的なごみ処理体制を維持するため、地域のごみ処理に係る活動への支援を要することから、ごみ処理有料化制度の導入を予定しております。

つきましては、下記のとおり、意見交換会を開催して皆様のご意見を賜りたいと存じますので、ご参加頂きますよう、ご案内いたします。

記

- 1 開催日時 令和7年2月3日（月）から3月2日（日）まで（全20回）
及び会場 各コミュニティセンター及び岐阜市役所庁舎
・詳細は、裏面の日程表をご参照ください。
- 2 対 象 地域住民の皆様、地域で事業活動を行う事業者の皆様
- 3 そ の 他 ・事前の申し込みは不要です。直接、会場へお越しください。
・各会場の駐車台数には限りがありますので、できるだけ徒歩や自転車でお越しください。

岐阜市ごみ分別アプリ
さんあ〜る(3R)

ごみの分別等に関する情報を
いつでもどこでも見ることが
できるアプリです。

詳しくはこちら



岐阜市 ごみ分別アプリ 検索

お問い合わせ先

環境政策課 政策係

〒500-8701 岐阜市司町 40-1 14 階

電話：058(214)2175（直通）

FAX：058(262)1483

e-mail：kankyo-sei@city.gifu.gifu.jp



この資料が不要になりましたら、
雑がみとして地域の資源分別回収に
出してください。

■ごみ処理有料化制度についての意見交換会 日程表

・開催時間は①14時～15時、②19時～20時の2部制（ただし3月2日のみは①10時～11時、②14時～15時）

開催日時			会場		
2月3日	(月)	①14時～15時 ②19時～20時	岐阜市役所庁舎	大会議室	岐阜市 司町40-1
2月6日	(木)	①14時～15時 ②19時～20時	西部 コミュニティセンター	大集会室	岐阜市 下鵜飼1-105
2月7日	(金)	①14時～15時 ②19時～20時	南部 コミュニティセンター	大集会室	岐阜市 加納城南通1-20
2月12日	(水)	①14時～15時 ②19時～20時	長森 コミュニティセンター	大集会室	岐阜市 前一色1-2-1
2月14日	(金)	①14時～15時 ②19時～20時	東部 コミュニティセンター	大集会室	岐阜市 芥見4-80
2月19日	(水)	①14時～15時 ②19時～20時	市橋 コミュニティセンター	大集会室	岐阜市 市橋6-13-25
2月21日	(金)	①14時～15時 ②19時～20時	北部 コミュニティセンター	大集会室	岐阜市 八代1-11-13
2月26日	(水)	①14時～15時 ②19時～20時	北東部 コミュニティセンター	大集会室	岐阜市 福富迎田6-1
2月28日	(金)	①14時～15時 ②19時～20時	日光 コミュニティセンター	大集会室	岐阜市 日光町9-1-3
3月2日	(日)	①10時～11時 ②14時～15時	岐阜市役所庁舎	大会議室	岐阜市 司町40-1

ごみ処理有料化制度について

1 ごみ処理有料化制度の導入

限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を低減する
「循環型社会の実現」に向けて

市民の皆様と一体となって、様々なごみ減量・資源化施策を実施

●ごみ処理の現状や地域の課題など

- ▶ ごみ処理経費が年々増加（人件費や燃料費、施設建設費の高騰）
- ▶ 他地域からの不適正なごみの持ち込みやごみの排出に係るトラブル
- ▶ ごみをステーションへ自ら持ち出すことが困難な高齢者等への対応

- ・ 環境への負荷をより一層低減する必要がある
- ・ 今後のごみ処理施設の更新整備など、将来の負担を勘案



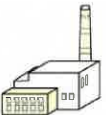
更なるごみ減量・資源化が必要

- ・ ごみステーションの管理や資源分別回収など、ごみ処理は地域の共助により成立
- ・ 高齢化や地域のつながりの希薄化が進むと、安定的なごみ処理体制に影響を与えるおそれ



地域コミュニティへの支援が必要

- ・ 岐阜羽島衛生施設組合の「次期ごみ処理施設」が、令和9年4月に稼働予定（構成市町は、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の2市2町）



他の構成市町のごみ処理は有料
（羽島市・笠松町は導入済、岐南町は導入予定）

岐阜市のごみ処理の現状や地域の課題などを総合的に勘案
「ごみ処理有料化制度（有料指定ごみ袋方式）」を導入
（岐阜羽島衛生施設組合の次期施設の稼働開始まで）

【参考①】

●他都市のごみ処理有料化実施状況

- ・ 国の廃棄物の処理に関する基本的な方針に基づき、多くの自治体で実施
 - ▶ 県内42市町村のうち40市町村（95.2%）で実施

【参考②】

2 ごみ処理有料化に向けた今後のスケジュール

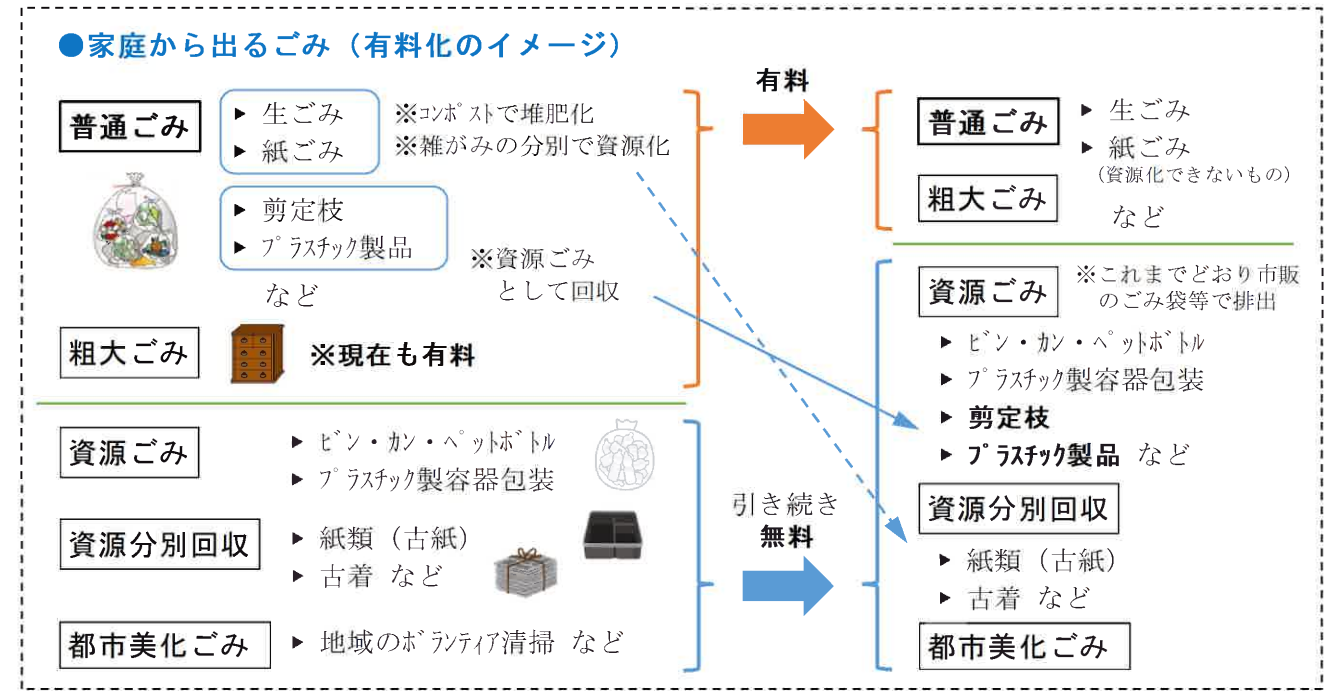
- ・ 令和7年2月～ 市民・事業者意見聴取（意見交換会、パブリックコメント）
- ・ 令和7年～令和8年 有料化実施に必要な手続きなど
 - ▶ 条例・規則の改正
 - ▶ 市民・事業者へ周知（市民説明会など）
 - ▶ 指定ごみ袋の製造、流通
- ・ 令和9年4月*までに **ごみ処理有料化開始**
 - ※岐阜羽島衛生施設組合の、次期ごみ処理施設の稼働開始時期

3 ごみ処理有料化制度の概要（案）

(1) 有料化の対象とするごみ

※生活保護受給世帯や、災害ごみ・火災ごみなどは減免

・「家庭系普通ごみ」と「事業系普通ごみ」



(2) ごみ処理手数料の徴収方法及び料金水準

- ・ ごみ処理手数料を含む岐阜市指定のごみ袋で排出する「**有料指定ごみ袋方式**」
- ・ ごみ減量の動機づけや多様な生活様式への配慮の観点などから、**3種類（45L、30L、20L）**
- ・ 周辺市町の料金水準などを考慮して、**45Lのごみ袋で50円**（1Lあたり1.11円）
※事業系普通ごみも同額（ただし、45Lの1種類）

【参考②】

⇒ 1世帯あたりの負担額は、年間**3,400円程度**
（30Lごみ袋を週に2回排出した場合：33円/枚×2枚/週×52週＝3,432円）



■ごみ処理手数料額

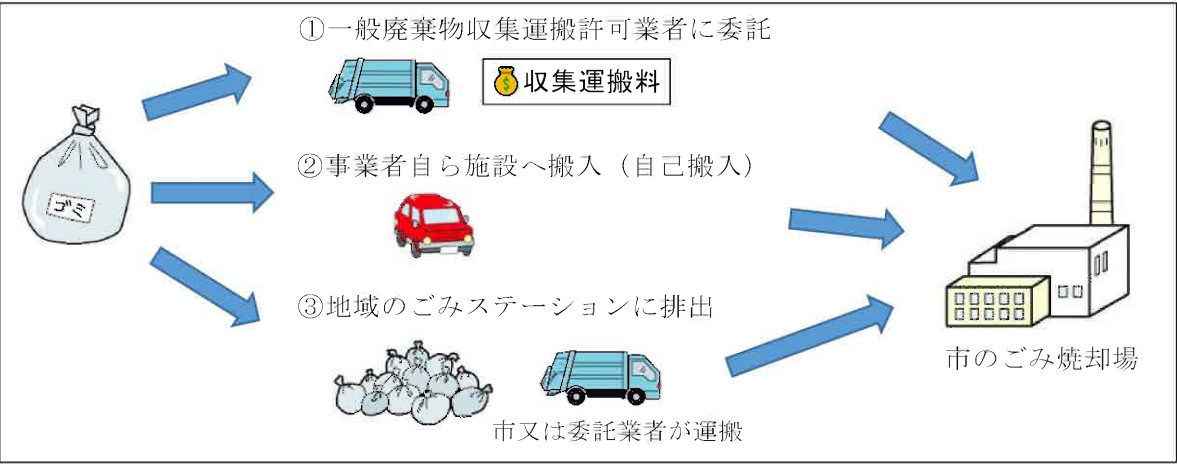
ごみ袋の容量	家庭系			事業系
	大（45L）	中（30L）	小（20L）	
ごみ袋1枚あたりの手数料〔税込〕	50円	33円	22円	50円
手数料額（10枚入り／袋）〔税込〕	500円	330円	220円	500円

※指定ごみ袋取扱店（スーパー、コンビニ、ドラッグストアなどの小売店を想定）では、全てのサイズを1袋（10枚入り）単位で販売予定

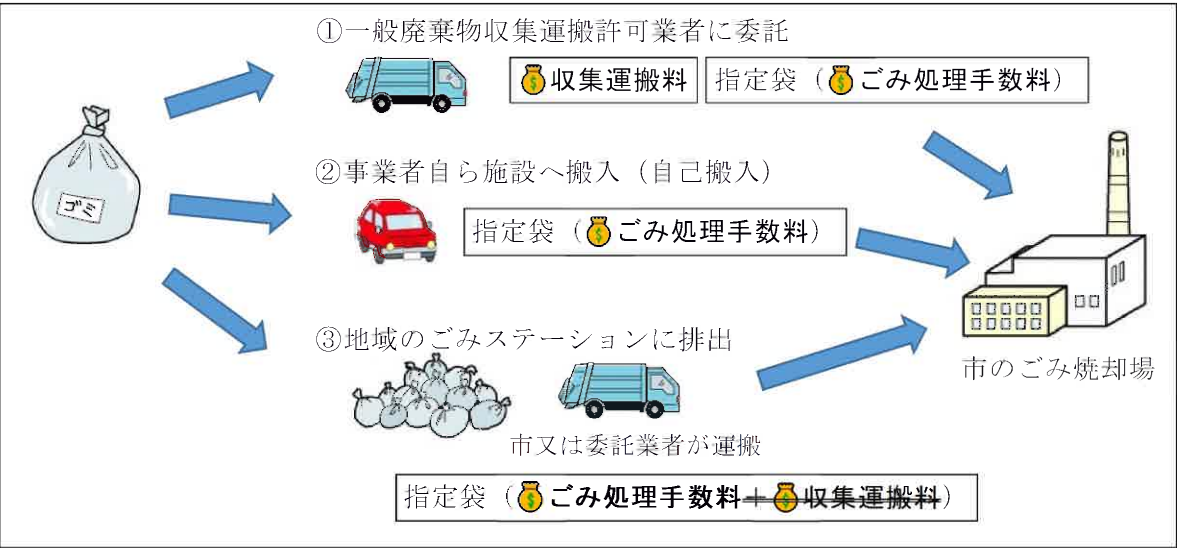
4 事業系普通ごみの取扱い（案）

(1) 事業系普通ごみの排出方法

■現在の事業系普通ごみ排出方法



■有料化後の事業系普通ごみの排出方法



- ・地域のごみステーションにおいて、ごみの排出に伴う混乱を招かないため、また、小規模事業者を支援するため、有料化後も事業系普通ごみのステーション排出を継続

(2) 事業系普通ごみのごみステーション排出基準（「50kg ルール」）の見直し

●事業系普通ごみのステーション排出（50 kgルール）

事業系普通ごみについて、家庭系普通ごみと併せて週標準量 50kg 又は、収集回数週 2 回を超えない場合は、家庭系ごみに準じて、地域のごみステーションに排出できる

【見直しのポイント】

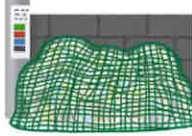
- ・ごみステーションに排出可能なごみの量を重量制限から袋制限に変更（排出量の確認の容易化）
- ・ごみステーション排出に対する新たな条件の設定（例：自治会の了承、記名制など）

5 ごみ処理有料化の実施に向けた取り組み（案）

(1) 併用施策

- ・有料化に併せて新たな施策を実施し、市民の皆様の「ごみの減量・資源化」の取り組みを推進
- ・安定的なごみ処理体制の維持のため、「地域のごみ処理支援施策」を実施
- ・各施策の内容詳細は、市民意見を踏まえ、有料化で得られる財源の範囲内で検討

【参考③】

区分	併用施策	内容
ごみの減量・資源化	家庭系剪定枝の資源化	・家庭系剪定枝（家庭で庭木を剪定した細い枝や葉）を資源物として回収し、資源化 
	プラスチック製品の再商品化（R10 年度末までに実施）	・プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品（バケツ、ハンガー、おもちゃなど）を回収し、再商品化 
地域のごみ処理支援	ごみステーション維持管理に対する自治会への協力費	・カラス対策用ネットの購入や管理当番への謝礼など、自治会の裁量で広い用途に利用できる協力金の自治会への交付や、有料指定ごみ袋の自治会加入世帯への配付など 
	高齢者等へのごみ出し支援	・ごみをステーションへ持ち出すことが困難な高齢者等を支援 

(2) 不適正排出・不法投棄対策

- ・ごみステーションの早朝パトロールを実施
- ・不適正排出者の調査を行い、特定できた場合は、排出者を指導
- ・不法投棄対策として、山間部等でのパトロールを強化
- ・各地域の不法投棄監視モニターと連携し対応
- ・岐阜市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」へ不適正排出、不法投棄通報機能を追加

(3) ごみステーション管理のルール化

- ・ごみステーションの設置基準などをルール化し、市民へ周知

●岐阜市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみの分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をお知らせする機能がついたスマートフォン向けアプリ（令和 6 年 10 月配信開始）



【参考①】ごみ処理有料化の実施について

1 ごみ処理有料化に関する議論の経緯

年月	内容
平成 23 年 11 月	○「ごみ減量・資源化指針 2011」を策定 ごみ減量を推進する作戦として、「ごみ処理有料化制度の導入を検討する」ことを明記
平成 23 年 12 月	○環境審議会に「ごみ処理有料化制度の導入について」について諮問
平成 24 年 10 月	○環境審議会より「ごみ処理有料化制度の導入について」答申 「ごみ処理有料化制度は、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい」
平成 24 年 5 月 ～ 平成 26 年 10 月	○ごみ処理有料化制度を含む市民説明会の実施（計 40 回、1,328 人が参加）
平成 26 年 3 月	○市議会「家庭ごみ無料収集の継続を要望する請願」を採択 請願内容 ①市民の理解が得られるまで、家庭から出る普通ごみの無料収集を継続すること ②雑がみ回収、プラスチック製容器包装の分別収集などの施策を強化すること
平成 29 年 3 月	○「ごみ減量・資源化指針」を策定 ごみ処理有料化の検討を開始する判断基準 ①指針に掲げる作戦の取り組みにより、ごみ削減効果がみられないと判断された場合 ②令和 7 年度に見込まれる 1 人あたりのごみ焼却量が、中核市の平均レベルに達しないと判断した場合
令和 3 年 9 月	○ごみ減量対策推進協議会に、「ごみ減量・資源化指針」の改定について諮問
令和 4 年 4 月	○プラスチック製容器包装の分別収集開始
令和 4 年 7 月	○ごみ減量対策推進協議会より「ごみ減量・資源化指針」について答申 「有料化の課題などをさらに調査研究するとともに、市民の意見を集約し、ごみの減量作戦の効果や、ごみを取り巻く社会情勢などを総合的に勘案し、実施を判断すべき」 ○「ごみ減量・資源化指針」を改定
令和 4 年 7 月 ～ 11 月	○「ごみの減量と資源化」に関する市民意見交換会、市民アンケートの実施 市民意見交換会（計 59 回、999 人参加）、市民アンケート（1,088 人回答）、 個人事業所アンケート（836 所回答）、収集運搬事業者アンケート（12 団体回答）
令和 5 年 11 月 ～令和 6 年 2 月	○事業系のごみ処理のあり方に関する事業者意見交換会、市公式ホームページの意見募集の実施 意見交換会（計 19 回、158 人参加）、アンケート（136 人回答）、 HP 意見募集（10 人回答）
令和 6 年 7 月	○都市と地域コミュニティの持続可能性に関する懇談会 ごみ処理に関する地域課題について、自治会や市民団体の代表者等から意見聴取
令和 6 年 10 月	○環境推進員ブロック別研修会での意見聴取 ごみ処理に関する地域課題について、環境推進員から意見聴取 （計 9 回、176 人参加）

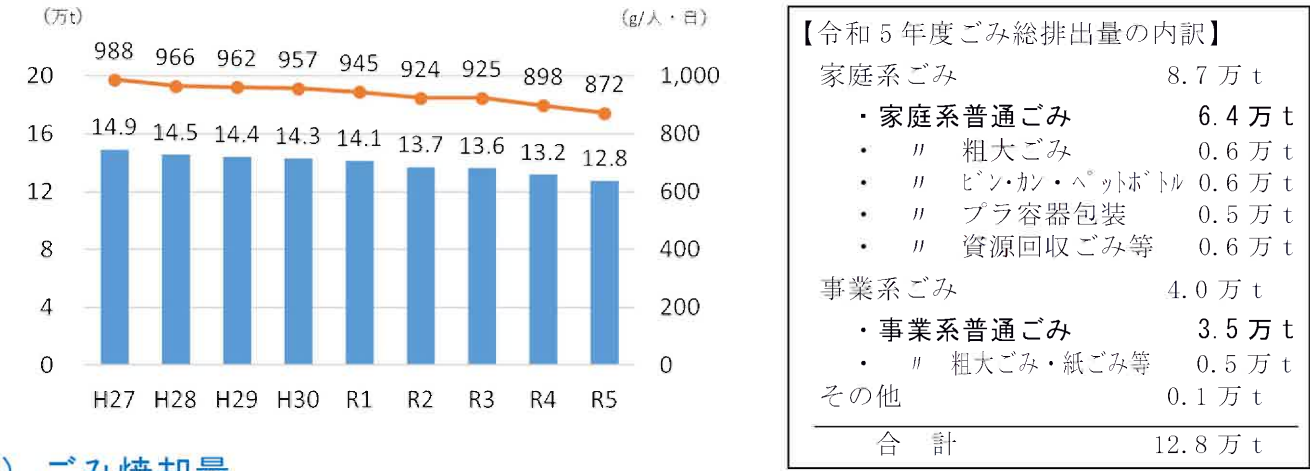
2 ごみ処理の現状

(1) ごみ減量・資源化に関する主な取り組み

- ・雑がみに係る資源分別回収の奨励金を引き上げ（H26～：6 円/kg→8 円/kg）
- ・古紙回収用ボックスを設置（50 地区中 32 地区に 39 基設置）
- ・ごみ減量リサイクル講座や 3R クッキング講座を開催し、3・3 プロジェクトを啓発
- ・ダンボールコンポスト講座、補助金の交付など、ダンボールコンポストの推進
- ・プラスチック製容器包装の分別収集開始（R4.4～）
- ・事業所への立入調査、指導を強化

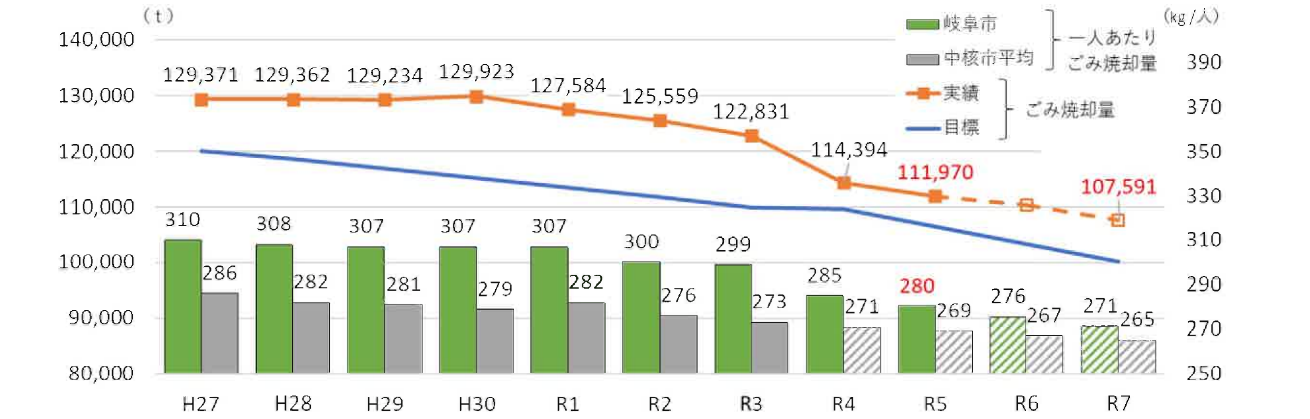
(2) 一般廃棄物（ごみ）の排出量

- ・ごみ排出量は、年々減少傾向にあり、令和 5 年度は 12.8 万 t
- ・一人一日あたり排出量は、年々減少傾向にあり、令和 5 年度は 872 g



(3) ごみ焼却量

- ・令和 5 年度のごみ焼却量は、11.2 万 t。令和 7 年度は、10.8 万 t となる見込み（ごみ減量・資源化指針の目標は、ごみ焼却量 10 万 t 以下）
- ・令和 5 年度の本市の 1 人あたりごみ焼却量：280 kg > 中核市平均：269 kg



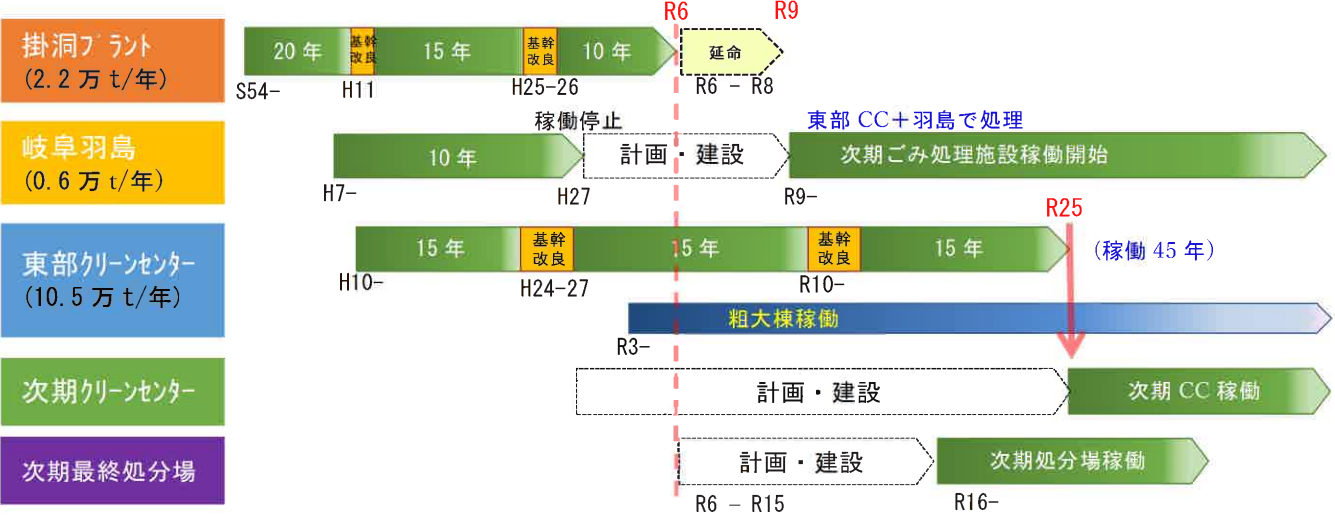
(4) ごみ処理に要する経費

- ・ごみ処理に要する経費は、年々増加している。
- ・ごみ 1t あたりの処理経費、いわゆる「ごみ処理原価」は、年々増加している。

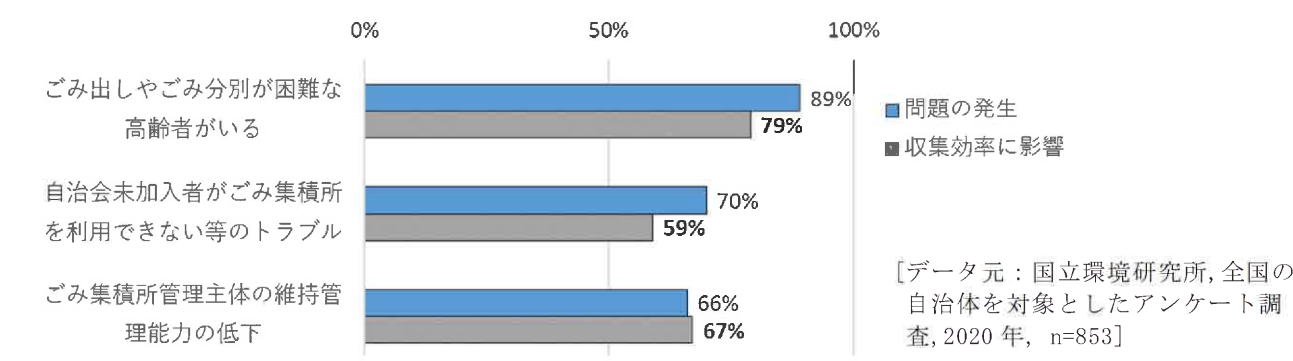


(5) ごみ処理施設整備

- ・ごみ焼却量の減少等を踏まえ、将来負担も勘案しながら、**ごみ処理施設の整備**を推進
- ・ごみ処理施設の**建設トン単価が高騰**（H14：2,000万円/t→R4：1億円/t〔出展：日本環境衛生センター〕）
- ・ごみ処理施設が建設される**地域の理解**が必要



●地域のつながりの希薄化が自治体のごみ収集に与える影響

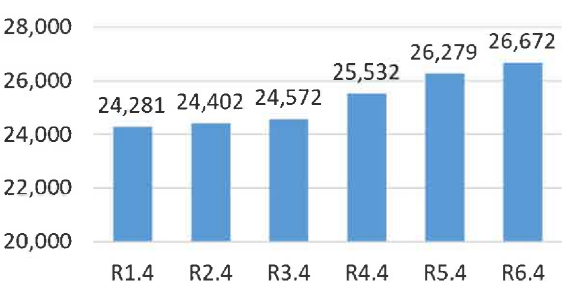


- ・多くの自治体で、**高齢化や地域のつながりの希薄化**により、**収集効率に影響**を与えている

3 地域のごみ処理の課題

(1) 地域のごみステーションの管理運営

- ・本市のごみステーション数は、**約2万7千箇所**（他中核市の多くは、5千～1万箇所）
- ・自治会のごみステーション管理に対する**人的、金銭的負担が増加**
- ・ごみをステーションへ自ら持ち出すことが困難な高齢者等が増加



(2) 都市と地域コミュニティの持続可能性に関する懇談会

- ・「地域との協働」「防災」などをテーマとして、全6回開催（令和6年7月～12月予定）
- ・第2回、第3回のテーマは「**環境・衛生くごみ**」

●ごみステーションにおける利用者（自治会）の役割と自治体の役割

	利用者の役割		自治体の役割
	組織の役割	個人の役割	
①ごみ集積所の設置	設置申請 ごみ集積所設備購入		ごみ集積所の設置許可 設備購入の補助
②ごみ出しと収集	ルール順守の呼びかけ	分別・排出日時を守ってごみ出し	ルールの設定と普及啓発 ごみ収集
③ごみ集積所の維持管理	ごみ当番等の調整 放置されたごみの対応 設備の改善	ごみ当番等による清掃	清掃支援 放置ごみの対応支援 改善指導・普及啓発等

〔出展：国立環境研究所 客員研究員 鈴木薫 氏〕

- ・自治会等の**地域コミュニティ**は、ごみステーション管理において非常に重要な役割を担っている

(3) 地域のごみ処理の課題等に関する市民等の意見

- ・市民意見交換会（R4.7～11）や事業者意見交換会（R5.11～R6.1）、都市と地域コミュニティの持続可能性に関する懇談会（R6.7）、環境推進員ブロック別研修会（R6.10）で意見聴取

●地域のごみ処理の課題等に関する主な意見

- ・自治会未加入者の**ごみ出しのルールが守られていない**
- ・有料化されている**隣町からごみステーションにごみが捨てられる事例が頻発**している
- ・有料化については、賛成。そこで得たお金は、**自治会に還元して欲しい**、**ステーション管理には、お金がかかる**。自治会員でない人との差をもうけてほしい
- ・ステーション管理は、**地域コミュニティを維持していくための最後の機会**
- ・自治会に入るメリットは、**地域とのつながりが生まれること**
- ・ごみ問題を**次世代に先送りすることは避けるべき**
- ・自治会に入っていない人は負担なしでステーションを利用している自治会員から不満が出ているので、**自治会に対して補助**をお願いしたい
- ・自治会への加入者を増やすため、**市より何かメリットを提案**していただきたい

(4) 地域コミュニティの持続

- ・総世帯数は増加している一方、自治会加入世帯数は減少しており、**自治会加入率は年々減少**
- ・ごみステーションの管理や資源分別回収など、本市のごみ処理は、**地域の共助**により成立
- ・**高齢化、地域のつながりの希薄化**が進行すると、**収集効率に影響**を与える恐れがある

⇒ **地域コミュニティへの支援が必要**

【参考②】他都市のごみ処理有料化の状況

(1) 他都市のごみ処理有料化実施状況

区分	家庭系ごみ			事業系ごみ		
	総数	有料化実施	実施率	総数	有料化実施	実施率
全国市区町村※1	1,741	1,162	66.7%	1,549※4	1,506	97.2%
中核市※2	62	19	30.6%	62	61	98.4%
県内市町村※2	42	40※3	95.2%	42	41	97.6%

※1 出典：環境省「令和4年度版日本の廃棄物処理（令和6年3月）」
※2 出典：岐阜市環境部調べ（令和6年3月）
※3 有料化未実施は、本市と岐南町。ただし、岐南町は、令和8年4月までに有料化することを表明
※4 事業系ごみを収集していない市区町村を除く

(2) 周辺市町のごみ処理手数料

市町名	家庭系ごみ			事業系ごみ		
	指定ごみ袋			直接持込※1	指定ごみ袋	ステーション排出
	袋の 大きさ	1枚あたり 価格	1Lあたり 価格	10kgあたり 価格	1枚あたり 価格	手数料額
羽島市※2	45ℓ	63円 (手数料36円)	1.40円	110円	—	不可
各務原市※2	45ℓ	25円 (手数料3円)	0.56円	100円	—	[700] 160円 (手数料50円)
山県市	45ℓ	50円	1.11円	—	[500] 130円	不可
瑞穂市	30ℓ	50円	1.67円	100円	—	不可
本巣市	45ℓ	50円	1.11円	100円	—	不可
岐南町	無料（手数料を含まない単純指定袋制）			110円	—	不可
笠松町	45ℓ	50円	1.11円	110円	—	不可
北方町	45ℓ	50円	1.11円	100円	—	不可
関市	45ℓ	50円	1.11円	150円	—	不可
平均		49円	1.15円	110円	130円	160円

（なお、家庭系の指定ごみ袋1枚あたり価格の県内平均は、51円である。）

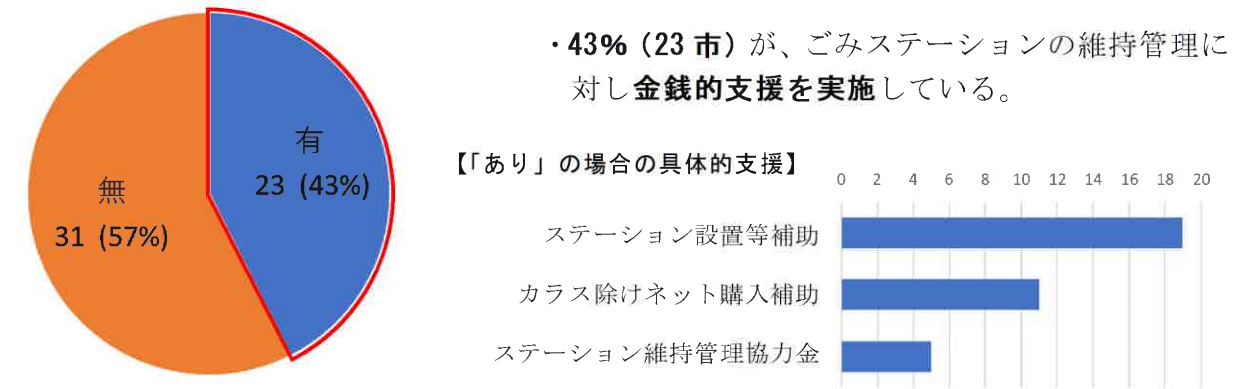
※1 事業者又は事業者が委託した収集運搬許可業者がごみ焼却施設へ直接持ち込む方式
※2 羽島市、各務原市は、ごみ袋製造・卸売許可業者が指定ごみ袋を製造し、ごみ処理手数料に袋製造費用を加えて販売する方式。販売価格は、販売店によって異なる。（販売価格は、環境部調べ）

【参考③】他都市の支援施策

(1) ごみステーションに関する中核市調査（R5.10調査）

・調査対象：中核市61市、回答数：54市（回答率88.5%）

Q. ごみステーションの維持管理に支援を行っていますか？



(2) 地域コミュニティへの支援策

●自治会加入世帯を対象に有料指定ごみ袋を配布

【諫早市】自治会加入世帯を対象に有料指定ごみ袋を配布 など

●ごみステーションの維持管理に対して協力金を交付

【山形市】ステーション1か所につき年間5,000円を自治会に交付 など

●高齢者等のごみ出しを支援する「ふれあい収集」を実施

【所沢市】ステーション排出が困難な高齢者等世帯を戸別収集
【新潟市】ごみ出しを支援する地域団体に支援金を交付 など

●ごみ飛散防止（カラス除け）ネット等の購入補助又は配布

【甲府市】ネット購入費用を2千円までは全額、
2千円を超えた部分はその額の1/2で上限5千円までを補助
【大分市】ごみ飛散防止ネットを配布（年間に申請できるネットの数は、
当該自治会が管理するステーションの1/3以内） など